務00015年(令和10年3月末まで保存)警務第249号令和4年10月17日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正 する規則の制定について

この度、交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を 改正する規則(令和4年10月青森県公安委員会規則第11号)が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容については、次のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、 事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由及び内容

八戸警察署中沢警察官駐在所の名称変更及び新築移転に伴い、所要の改正を行う ため制定されたものである。

2 施行期日 令和 4 年10月20日

担当:警務課企画係

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、 位置等に関する規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

交番、 警察官駐在所及び 警備派出所 の名称、 位置等に関する規則の 部を改正

する規則

月青森県公安委員会規 交番 警察 信駐在 所及 則第十号) び 警備 派  $\mathcal{O}$ 出 所 部を次  $\mathcal{O}$ 名称  $\mathcal{O}$ ように 位 置 等 改正する。 に 関 す る規 則 (昭 和三十六年八

欄 に 次 掲げる規定の  $\mathcal{O}$ 表によ り、 破線で囲 改正前欄 に掲げ んだ部分の る規定 よう  $\mathcal{O}$ に改め 破 線で囲 る。 W だ部分をこれに対応する改正後

所 別 察署 察署 八戸 所 略 略 表  $\mathcal{O}$ 轄 名 称 第二 警 警 及 官駐在所 南 大館警察 名称 官駐在所 (第二条関 び 改 略 略 郷 位 警察 置) 正 三丁 係 二号 八戸市 市 八 兀 位 略 戸 略 置 + 野 市南 後 沢 目 (警察 (字三合 1十五番 番 新 地 井 郷 官 兀 大 田 字 駐 + + Ш 西 在 別 所 察署 察署 所轄 八 表  $\mathcal{O}$ 同 戸 同 名 称 第二 上 上 警 警 及び 官駐在 名称 中 官駐在所 大館警察 (第二条関 改 同 同 沢 位置) 警察 Ŀ 上 所 正 三丁 係 二号 六番 市 八 八 位置 同 戸 野 戸 同 前 地二 沢字家 市南 上 目 市新 上 (警 十五番 察 郷 井 官駐 大字 田 П + Щ 西 在

備考 表中の [ ] の記載は注記である